

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、平成 27 年 3 月末で廃止される状況にある。

免税軽油制度は、道路を走らない機械に使う軽油について軽油引取税（1 リットルあたり 32 円 10 銭）を免除する制度で、農業用機械や船舶、倉庫や港湾などで使うフォークリフトなど道路を使用しない機械燃料用の軽油は、免税が認められてきたものである。

スキー場産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば、スキー、スノーボード等の冬季観光産業が大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、本市経済にも計り知れない影響を与えることとなる。

よって、国においては、観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響にかんがみ、免税軽油制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 18 日

新潟県村上市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
財務大臣 麻生 太郎 殿
総務大臣 新藤 義孝 殿
農林水産大臣 林 芳正 殿
経済産業大臣 茂木 敏充 殿
国土交通大臣 太田 昭宏 殿
衆議院議長 伊吹 文明 殿
参議院議長 山崎 正昭 殿